

平成15年第1回瑞穂市議会定例会会議録(第2号)

平成15年6月27日(金)午後1時30分開議

議事日程

- 日程第1 議案第10号 瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について  
日程第2 議案第11号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第12号 瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについて  
日程第4 議案第13号 瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結について  
日程第5 議案第14号 平成15年度瑞穂市一般会計予算  
日程第6 議案第15号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算  
日程第7 議案第16号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算  
日程第8 議案第17号 平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算  
日程第9 議案第18号 平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算  
日程第10 議案第19号 平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算  
日程第11 議案第20号 平成15年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計予算  
日程第12 議案第21号 平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算  
日程第13 議案第22号 平成15年度瑞穂市水道事業会計予算  
日程第14 請願、陳情

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正信
4番	吉村 武弘	5番	太田 定敏
6番	日高 清	7番	小川 勝範
8番	小寺 徹	9番	藤橋 禮治
10番	山本 訓男	11番	広瀬 捨男
12番	清水 貞夫	13番	加藤 茂晃
14番	星川 睦枝	15番	棚瀬 悦宏
16番	武藤 善照	17番	日比野 昇
18番	土屋 勝義	19番	澤井 幸一

20番	辻	文雄	22番	馬	淵	金雄
23番	西	岡一成	24番	松	野	周一
25番	西	岡妙子	26番	佐	藤	多喜夫
27番	広	瀬正雄	29番	児	玉	春一
30番	進	藤末次	31番	松	野	武則
32番	吉	本幸一				

本日の会議に欠席した議員

3番	岡	田均	21番	松	野義和
----	---	----	-----	---	-----

欠員（28番）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	収入役 職務代理者	馬淵哲男
教育長 職務代理者	福野正	市長公室長	青木輝夫
総務部長	関谷巖	市民部長	松尾治幸
巢南庁舎 管理部長	河合和義	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	調整監	今村章二

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は29名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

日程第 1 議案第10号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第 1、議案第10号瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第 2 議案第11号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第 2、議案第11号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第 3 議案第12号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第 3、議案第12号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第4 議案第13号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第4、議案第13号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第5 議案第14号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第5、議案第14号平成15年度瑞穂市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 小寺議員。

8番（小寺 徹君） 瑞穂市の一般会計予算について質問をいたしたいと思います。

何点かにわたりますので、一括して、ページ数を言いながら質問いたしますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

最初に、暫定予算とこの一般会計予算との関係でありますけれども、暫定予算はあくまで暫定であって、あれはなしにして、この歳入歳出を基礎にして今年度の予算を考えるという考え方でよいかどうか、最初に確認をさせていただきたいと思います。提案説明では11ヵ月分の予算を提案するという趣旨になっておりまして、暫定予算では5月、6月、7月の3ヵ月予算ということでダブる期間がありますけど、暫定予算は白紙に戻して、一般会計予算をもとにしていけばいいのかどうか、そこら辺を確認したいと思います。

最初に12ページで、たばこ税の収入が見込んでありますけれども、このたばこ税の収入は、先ほど地方税法の改正になって、たばこ税の改正をするということで決定がされました。その改正を見込んだ収入になっているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

次に13ページ、地方交付税でございますけれども、合併のときには地方交付税が削減されるということで、また今、国会でいろいろ問題になっておりますけれども、この15年度の地方交付税は、14年度の旧穂積町、旧巢南町の交付税と比較してどれだけ減額されておるのか、そこら辺、去年との比較をちょっと教えていただきたいと思います。

例えば巢南町ですと、前年度は8億8,000万円になっております。今回の地方交付税の交付

は6億9,000万円ということで非常に額が少ないということがありますが、そこら辺を見ますと大分少なくなっているという点で、去年との比較はどうなるかお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、巢南町の15年度4月分の予算を見ますと、地方交付税が2億4,000万円交付されております。今年度の交付金とこの6億9,000万円の交付金との関係はどうなるのか、これもひとつお尋ねをしたいと思います。同じ年度で同じ国からの交付ですから、これは合算されるのか。要するに、巢南町の4月分の予算は一応決算をしちゃって、もらった分は次の余剰金としてこの中に組み込まれておりますけれども、その中に入っているのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

次に26ページ、南部まちづくり基金の繰り入れということで1,500万円繰り入れられておりますけれども、これは旧巢南町時代に南部まちづくり基金というのを蓄えてきました。区画整理事業が取りやめになったという段階でありまして、基金ですので、目的のためにためておる基金でありますけれども、この南部まちづくりは具体的にどういうことに使うために取り崩しをしたのか。予算上ちょっとはっきりしませんので、南部まちづくり基金を繰り入れて、今年度予算で南部のまちづくりのどこにどう生かすのか、お聞きしたいと思います。

次に歳出部分で、30ページ、議会事務局費でありますけれども、会議録の作成ということで予算が157万円組んであるわけですけれども、巢南町の議会の時代は会議録は事務局2人で、1人女性の臨時職がおりまして、全部パソコンでテープ起こしをして議事録を作成したという状況でやっていたんですけれども、4人の事務局体制、新市になったということもあるかもしれませんが、会議録作成は職員でできるんじゃないかという気がするんですけれども、そこら辺はどのように考えられているか、お尋ねしたいと思います。

31ページ、議長会負担金であります。あわせて市長会の負担金もお尋ねしたいんですけれども、これは市になりましたので市の市長会へ払うということであると思いますが、今までの本巢郡の議長会との関係はすっかり縁を切ってしまうのか。今までの経過の中でつき合いをしていくということで、そちらへも分担金を払うということが組み込まれておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから35ページ、総務費で、負担金補助及び交付金の分でコミュニティ・プラント受益者負担分、ずうっと見ていきますと受益者負担分が駅前とかいろいろ出っておって、これは公共施設の受益者負担分だなあとということがようよう後になってわかってきましたんですけれども、この受益者負担の算出基礎はどういう基礎で出してみえるのか。用地面積に幾らという形になっているのかどうか、そこら辺がわかたらお尋ねをしたいと思います。

次に36ページでありますけれども、行政推進費ということで約1億9,600万円の予算が組まれております。これは政策推進チームができて、そこでいろいろなテーマを設けながら研究をしているということは臨時議会のときにお聞きをいたしました。約2億円近いお金をかけ

て職員の知恵を出していただいて政策を練ろうということで、趣旨はいいんですけれども、その成果をどう見るかということが必要だと思います。そういう点で、推進状況、その成果を議会、住民に報告し、どのような成果があったかということを発表していく必要があると思いますが、そういう発表の方法をどのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

次に39ページでございますが、合併事業費の中で委託料として新市移行事務 4,000万円が計上されておりまして、合併をして、さらにまた移行事務というのは、具体的にどのような事業があるのかよくわかりません。そういう点で、こちら辺はどのような合併後も仕事があるのか、中身を教えてほしいということでありまして。

次に40ページでございますが、償還金 2,500万円とあります。これは税金を取り過ぎて返すということになっておられるのかわかりませんが、なぜこういう償還金が発生したのか、お尋ねをしたいと思います。

44ページ、県議会選挙の予算が組んであります。県議会は4月に施行をされております。旧 巢南町の15年度の4月分の予算の中にも県議会選挙費が計上されております。旧の町の予算と新市の予算とダブって計上されておる。そこら辺はどのような整合性があるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に54ページでございます。居宅介護者介護慰労事業助成金という項がありますけれども、これは在宅で介護される慰労金を巢南町のと きに出しておったと。合併協議のときには、要するにショートステイにかかる方に対して支援をするという方向に協議の中でなりました。予算的にはこの事業がそれに当たるのかどうか、確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

60ページ、保育園の部で公有財産の購入ということで、公有財産の購入、保育園の土地を買うのだと思いますけれども、どこの保育園で、土地を何平米買って単価は幾らか、お尋ねをしたいと思います。

次に64ページへ行きますが、前立腺検診委託料30万円の予定で、巢南町で一般質問したときには、今年度は試行でやるという方向で今両町で協議をしておるということで、その予算が盛られておるとは思いますが、30万円は何人分の検診を予定してみえるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に73ページへ行きます。農業関係でありますけれども、ぎふクリーン農業生産流通総合整備事業、これは 5,600万円という非常に巨額な事業を計画されているが、これは県の補助金等も来るとは思いますが、具体的にどのような事業が計画されているのか、事業内容をお聞きしたいと思います。

次に74ページでありますけれども、土地改良の問題で土地改良施設維持管理適正化事業負担金というのがありますけれども、巢南ではなかったような気がするんですけれども、どのような事業か、事業内容をお尋ねしたいと思います。

次に78ページ、道路維持費の工事請負費、多額の1億2,000万円組んでありますが、どこの工事で、どのような工事をやるのかということ。巢南町の場合は、年間の行事を巢南町内の地図で、この路線を舗装するとかどうするという事業計画が地図で明細に説明があったんですけども、何も無い状況ですので、瑞穂市の地図にどの路線をどういう事業でやるのかという明細な資料をぜひひとつ提出してほしいと思います。

79ページでございますけれども、河川改修事業業務委託料2億4,900万円。これは犀川改修だと思っておりますけれども、どこの改修をどのような事業でやるのか、教えてほしいと思います。

次に河川費でもう一つ、80ページの河川費、河川維持費の工事請負費が9,600万円組んであります。河川改良費も4,400万円組んでありますが、この工事も非常に多額であります。どこでどのような工事をやるのかということ、ぜひ明細を出していただきたいと思います。

次に81ページでございますが、都市計画費、都市計画変更調査委託料3,000万円が組んでありますが、どの地域の都市計画を変更される委託料なのか、教えてほしいと思います。

次に108ページでございますが、図書館費で、備品購入費ということで図書備品となっておりますが、この図書備品の中に、今、旧巢南町内で保健センターと図書館の合同庁舎を建設して、来年の4月に開館を予定しておりますが、その図書購入費も入っておるのかどうか確認をしたいと思います。

次に111ページでございますが、公有財産購入費で14億円が土地購入で計上されております。これは多目的公園ということになるかと思うんですけれども、多目的運動場というのは、言葉ではわかるんですけれども、どのような内容の運動場をつくれようとしておるのか、そこら辺の概略、構図でもわかったら予算提案と一緒にすべきじゃないかと思っております。さらに、これは何平米あって、平米当たり単価は幾らか教えてほしいと思います。

最後になりますが114ページ、土地取得費、公有財産購入費で1,000万円組んでございます。土地取得特別事業会計というのは、私の思いでは、前に言いました財産購入費14億円の土地購入で全部売ってしまってなくなるのじゃないかと思うんですね。それと、また今度1,000万円購入してその会計を残すということになるのか、この1,000万円で購入の目的は何かをお尋ねしたいと思います。

以上、何点かの項目になりましたけれども、質問をいたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（吉本幸一君） ただいま質問の数が多いので、ちょっと整理をしたいので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時35分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は28名でございます。休憩前に引き続きまして会

議を開きます。

執行部に答弁をさせます。

初めに、総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） それでは、御質問がございました件の総務部の関係から順次説明を申し上げます。

まず第1点の5月、6月、7月の暫定予算と本予算との関係でございますけれども、本予算11ヵ月分ということで申し上げておりますけれども、この5月、6月、7月の暫定予算はすべてこの本予算に入っております。ということで、よろしく願いをいたします。

そして、たばこ税でございますけれども、先般、市税条例の改正をお願いいたしました件、この改正分を含んでおるかということでございますけれども、これは含んでおりません。現在のところ、概算でございますけれども、税の改正で2,000万円ほど増収が見込まれるという予定をいたしております。

そして3点目の地方交付税、旧穂積町、旧巢南町との比較でございますけれども、先ほど御指摘がございましたように、旧穂積町では9億6,700万円の交付税決算額でございます。巢南町が11億5,500万円で、合わせまして21億2,200万という金額になっております。そして本年度が6億9,400万円ということでございますけれども、この分にはまだ特交付が入っておりませんけれども、なぜこんなに差があるかという御質問でございますけれども、恐れ入りますが、予算書の29ページをごらんいただきたいと思います。一般会計予算書の29ページの款17の市債でございますけれども、この中の04の臨時財政対策債11億5,000万円でございますけれども、これが臨時財政対策債といたしまして、交付税のところへ含まずに、この臨時財政対策債で対応してほしいという県の指導がございまして、これは交付税にかわるものでございまして100%交付税算入という内容のものでございます。この11億5,000万円が交付税額の約7億円に含まれるというふうに解釈をしていただければというふうに考えております。

そして4点目でございますけれども、15年度の4月に2億5,000万円何がしという交付税が既に交付されておりますが、この額につきましては本予算には含まれておりません。6億9,000何がしという交付税プラス4月分に交付された金額ということになります。

そして次の御質問でございますけれども、議会事務局の157万円の委託料でございますけれども、この件につきましては、この会議録作成は一定のルールがございまして、このルールに基づいて専門の業者に委託をいたしております。旧穂積においては数年前から実施をされておるということで御理解をいただきたいと思います。

次の市長会、そして議長会の負担金の関係でございますけれども、今まで郡にあったものはどうするのかということでございますけれども、この4月30日をもって脱退をいたしております。5月1日から全国市長会、そして議長会、そして県の市長会、議長会、東海市の市長会、



議長会、それぞれ加入することになっておりますので、5月1日以降の負担金ということでそれぞれ計上させていただいております。

そして40ページの償還金で2,538万8,000円の償還金額、これはどういうことかという御質問でございますけれども、これは法人市民税等の予定納税をされた方の精算後の還付金ということでございます。

そして次の質問の選挙費の502万5,000円は何かということでございますけれども、これは4月13日に執行されました県議会議員選挙の未払い分でございます。これは主に人件費ということでございます。

そして、総務部の関係でございますのでちょっと飛ばさせていただきます、111ページの14億914万円の用地費でございますけれども、現在計画をさせていただいておりますのは、多目的広場の総合運動場という予定をさせていただいておりますし、面積は3万7,281.76平方メートルでございます。この3万7,281.76平方メートルを20億円で買収をいたしました。平方メートル当たりには換算をいたしますと5万3,645円ということになりますが、一概に算定できない部分もございます。全体の面積を20億円で買収をさせていただいたということでございます。

そして最後の114ページの用地費1,000万円でございますけれども、これはあくまでも科目設定といえますか、通常頭出しとっておりますけれども、科目設定だけでございますので、現在この1,000万円でどこどこを買収するという計画はいたしておりません。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（吉本幸一君） 続きまして、松尾市民部長の方から説明をさせます。

市民部長（松尾治幸君） それでは、市民部の関係の3点の御質問についてお答えいたします。

まず最初に54ページの居宅介護者介護慰労事業助成金324万1,000円の関係でございますが、これは議員御指摘のとおり、居宅において常時介護を要する状態にある高齢者の主たる介護者に対し、短期入所サービスを実施するものでございます。

次の60ページ、中ほどの公有財産購入費2,559万1,000円の土地の件でございますが、旧巢南町の南保育教育センターの北側の現在は駐車場用地ということになっておりますが、巢南町の土地開発公社が瑞穂市になりました関係上、瑞穂市土地開発公社から、古橋字神田1121の1番地、725平方メートルのうち365平米を今回買い戻す予定でございます。平米当たりは、市街化区域で、現在駐車場用地ということでもございますので7万110円を予定してございます。

続きまして64ページ、中ほどの委託料の一番下でございますが、前立腺検診委託料ということで30万円計上させていただいておりますが、これは現在予定をしておりますのが、ふれあいフェスタの会場の席におきまして希望者に検診をしていただくということで、約200名ほどの予定で予算を計上させていただいております。

以上が市民部の関係でございますので、よろしく申し上げます。

議長（吉本幸一君） 続きまして都市整備部長 水野年彦君、答弁を求めます。

都市整備部長（水野年彦君） それでは、私の方へ御質問の73ページの補助金ですけれども、これは西美濃花回廊拠点条件整備事業補助金と、ぎふクリーン農業生産流通総合整備事業補助金ということで、県費がここに入っております、それぞれ今言いました補助金の分と、市がそれぞれ負担するものを含めて 5,600万 4,000円でございます。

続きまして74ページの土地改良施設維持管理適正化事業負担金でございますが、これは市が所有の土地改良施設の15地区になりますけれども、この部分の事業の終わった部分の負担金、あるいは今後行うべきものの施設の負担金を納めております。ちなみに排水機場も入っております。

続きまして78ページの工事請負費、これは道路維持費で1億 2,231万と 333万ですが、これは瑞穂市全体の維持事業でございますので、地元要望等を考慮して、悪いところを重点的に順次直しておるということで、なかなか箇所の明示は、維持工事につきましては非常に突発的なこともございますので、予定はしてございますけれども、必ずその形でいくとは限りませんので、場所の提示は控えたいと思います。これには防犯灯、あるいは区画線、フェンス等も全部入っております。

続きまして79ページの河川改修事業業務委託料 2億 4,900万でございますが、これは牛牧の地区と横屋を結ぶ下犀川橋の橋梁かけかえ、これがことしの3月に一応地元と調整がつきまして、6月末くらいには用地の丈量が終わっております。7月くらいから建物調査等も行いまして、その分を現道の部分と、現道が約5メートルですが、その部分から幅員が10になりますので、その部分をアロケーションと言いまして、お互いに負担をしながら、私の方は県の方へ委託をして事業を行っていくものでございまして、その部分の委託料が2億 4,900万でございます。

続きまして80ページの工事請負費、トータルで1億 700万でございますが、これも瑞穂市内の1級河川の河川堤防の除草工事、大体今、出水期を控えた時期でございますので、プレス等が確認できるような形で発注をしております。あるいは水路等の維持管理工事、あるいは取水施設等の工事ということで、これも一応暫定で発注済みの分と、今後進める事業でございます。

あと 4,460万の河川改良費でございますが、これも下水路工事ということで、地元の方の調整をしながら必要な箇所を決めさせていただきましてやっております。ちなみに現時点では数カ所程度を見込んでおります。

続きまして81ページの 3,000万の都市計画変更調査委託料、これは変更調査といいましても、現在持っております 2,500分の1の都計図をデジタル化ということで、他の課の方との関連もございまして、それを新たにつくって修正等が極めて簡単にできるようなことと、資料としては新しい市になっての事業として考えております。

以上だと思えますけれども、よろしく申し上げます。

議長（吉本幸一君） 続きまして市長公室長 青木輝夫君、答弁を願います。

市長公室長（青木輝夫君） 私の方から2点御説明を申し上げたいと思います。

まず36ページの政策推進費1億9,670万でございますけれども、ほとんどが人件費でございます。調査研究プロジェクトチームと、それから政策推進課の職員26名分が含まれておりまして、大きなウエートを占めております。そのほかに耐震の設計といいますか、調査委託ということで1,170万ほど上げてございますし、そのほかプロジェクトチームが研究を重ねていくために1,000万ほどつけております。この調査研究プロジェクトチームでございますけれども、成果が出てきましたら、また皆さん方に報告を申し上げていきたいと、かように考えております。

それから39ページの合併事業費でございます。委託料の4,090万は何かということでございますが、これはお認めいただきました繰越明許費で3,564万ございまして、それの方には住基ネットの電算関係の繰越明許と、それからこの合併によります戸籍のシステム統合処理899万円ほどでございますが、これが含まれておりますのでお知らせしておきたいと思えます。

議長（吉本幸一君） 続きまして、教育長職務代理人 福野 正君に答弁を願います。

教育長職務代理人（福野 正君） それでは、2点質問がございました。

108ページでございますが、図書備品です。この2,125万3,000円といいますのは、穂積に現在あります図書館の備品、大部分が本代でございますが、こちらの分です。巢南町の方は来年4月ということで計画をしておりましたが、諸般の事情によりまして来年度の当初予算で計画をさせていただいて、早い時期、夏休み前にはオープンしたいというふうに考えています。

もう1点でございますが111ページです。先ほど総務部長の方から17の公有財産購入費14億については説明がございましたが、その2行上ですが、工事請負費は1億5,205万円です。下で買いますこの土地が3万7,282平米でございますが、これを多目的広場として整備していく、駐車場、あるいは多目的広場です。上物は一切ありません。ただ泥を置いて敷きならしをして、草っ原といいますか、皆さんが自由にサッカーをしたり野球をやったり、地域のコミュニティーのイベントをしたりというような多目的な広場として整備をしてみたいと考えています。

以上2点です。よろしく申し上げます。

議長（吉本幸一君） ただいま答弁をいたしました。総務部長の方から答弁漏れがあったようですので、答弁をさせます。

総務部長（関谷 巖君） 大変申しわけございません。

質問の5点目の件でございますが、南部まちづくり基金1,500万円の繰入金の関係でございますけれども、何に使うのかということでございます。現在予定をさせていただいておりますのは、旧古橋地内の道路改良1,000万円、そして道路整備の基本構想計画というのがございま

して、これに当たる分が 500万円ということで現在予定をさせていただいております。よろしくお願いをいたします。大変失礼をいたしました。

議長（吉本幸一君） 続きまして水道部長の松野光彦君、答弁を願います。

水道部長（松野光彦君） コミュニティ・プラント受益者分担金の算出基礎でございますが、一般住宅につきましては、家が大きくても 1 件 15 万円、その他でございますが、店舗とか共同住宅、工場につきましては、200 平米までは 15 万円、それ以上を越す分について 1 平米当たり 440 円ということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

〔発言する者あり〕

水道部長（松野光彦君） まことに申しわけありませんが、負担金の算出につきましては今の基準、一般住宅であれば 15 万円、工場、店舗、共同住宅等につきましては 200 平米までは 15 万円、200 平米を超える分について 1 平米当たり 440 円という格好で、今年度予算計上させてもらいました市民センター、市役所、総合センター等が今の基準で積算をさせていただいたということでございます。御理解をお願いしたいと思います。

議長（吉本幸一君） 小寺議員、よろしいか。

8 番（小寺 徹君） ぎふクリーン農業の補助金ですけれども、どうも説明が漠としておるんですが、これの補助の対象というのは、減農薬、減肥料で環境に優しく、要するに安全な農作物をつくるということで補助の対象になると思うんですね。そうすると、具体的に、この瑞穂市の中で農家の方がこういう農業をやりたいということで計画を立てて、その事業計画を出して、それに対して県が 3 分の 1 を補助するという仕組みになっているんじゃないかと思うんですね。そうすると、それはどのような事業を計画してみえて補助をつけるのかという、具体的にならんと予算がつかんと思うんですね。具体的に、ぎふクリーン農業をやろうと目指している農家の方々がどういう計画をされてみえるのかということが聞きたいということであります。

それから道路維持改良関係につきまして、工事費が何億と組んであるわけですね。その工事を、いろいろ地元からの要望が出てきておるもんですから、今年度はどの路線の工事をするのかということを経済へ説明をし、さらにまた具体的に決まったら地元へ説明をするという形にしないとまずいんじゃないかと思うんですね。そういう点で、議会で審議をする場合には、数字と、どういう工事をやるかということが一致をしないと審議ができないですね。そういう点で、概算の設計なんかをされてみえると思いますので、そういう資料を提出して議案を審議するという方向に持って行ってほしいと思いますので、きょうなければ、委員会にでもそういう資料を出すように、ぜひひとつ要望をしておきたいと思います。

それから 108 ページの図書館費の問題ですけれども、巢南町の時代の計画では、今建設中で、来年の 4 月に保健センターも図書館も開設するというので議会で報告があり、住民の方も

そのつもりでおるわけですね。図書館へ行っても何にも本がないという状況が4月は続くわけですね、来年度予算だとすると。それは今までの経過からいっておかしいのであって、ぜひひとつ今年度に本を買う予算を組んで、来年4月の開設のときには一定の本がそろっておるといふ方向に持っていく必要があると思いますので、ぜひひとつそういう方向で検討をしてほしいし、また今回の予算が間に合わんなら補正予算でもぜひ組んでほしいということをお願いしておきます。

それから 111ページの公有財産購入の14億円の土地の購入の問題ですけれども、これは特別会計の中で土地取得事業特別会計の予算がありますわね。この予算の中にこの額とぴったりの土地の予算があるわけですね。これをこの特別事業費から一般会計で買い受けるということになるわけですね。そうすると今度どういう工事をやるかということで、さっきちょっと説明があったんですけれども、駐車場とか広っぱにするというようなことなんですけれども、せっかくの大きな土地でありますので、市民が何を要望して、どういう公園とかグラウンドが必要かということを知る場を設けて建設していかないといけないと思うんですね。要するに、市長がつくってやったぞというんじゃなくて、住民の皆さんが相談して、こういう要望の中でみんなでこういうやつをつくったんだという形に持っていくのが私は今の行政の責任だと思うんですね。そういう点では、まだ議員も何もわからん、住民も何もわからんという状況でありますので、これが具体化するときには、そういう住民の声、議会の声も聞きながら、何をつくるかということをやっていくようにお願いしたいと思います。

この土地取得特別会計というのは、これを買うとなくなってしまうと思うんですが、それを残すために、その次の 114ページの公有財産購入費というのを頭出しで 1,000万円入れて、この特別会計を引き続き残していくと。そういう関係で公有財産購入の科目設定ということをやってみえたんですけれども、計上されておるのかどうか、そこら辺もひとつ確認をしたいと思いますが、どんなもんでしょうか。以上です。

議長（吉本幸一君） 市長の方から答弁させます。

市長（松野幸信君） 今の小寺議員の御質問に、具体的な数字の問題とかそういうことは私あれですけれども、考え方について少しお話をさせていただきます。

まず最初にクリーン農業の点で御指摘でございますけれども、クリーン農業そのもののねらっておるところは御指摘のとおりだと思います。現在計画しておりますことは、その農業基盤の方の問題ではなくて、出てきた農産物とかそういうものを結局流通するルートですね、これを先につくろうと。順番が逆かもしれませんが、そのルートができていくことによって、みんなで今度そういう形で農産物をつくっていこうという形のステップで考えておるといふことでございますので、御理解いただきたいと思います。

それから道路改良についての御指摘の意味はよくわかりますけれども、箇所づけにつきまし

ては、やはり地域の事情とかいろんな変化もございますので、ある程度まで、箇所づけにつきましては執行部側の方にお任せをいただきたいというふうに思います。もちろん、当然いろんな御意見については、私どもとしてはお伺いしていく機会というもの十分考えていかなければいけないというふうに考えております。

それから図書備品につきましては御指摘の点でございますけれども、実は私、4月1日オープンということも承知しております。ただ、この施設につきましては、御存じのように下水の問題が4月じゃないと入らないということで、それまで結局やれないわけですね。今の御指摘のように準備に入っていきますと、当然、水回りの問題だとか、いろんなものが全部ついて回りますので、それを今度管理していくために案外大きな費用がかかるわけでございます。それだから、私としては、初めの計画とは時間的に少しずれるけれども、4月1日から下水もみんな入って、きちとした状態で受け取って、それからオープンの準備に入ったらどうだということに指示いたしました。実際の問題として、これを4月1日にオープンをしようといえますと、12月ぐらいに建設業者から受け取らなければなりません。そしてその間、今の下水の問題だとか、水回りの問題なんかで仮設とかそういうものをやります。その仮設を3ヵ月とか何ヵ月動かす費用が予想より大きいわけでございますので、そんなことを考えました。

それからもう一つは、図書は事前におけばいいじゃないかという御指摘も私はわかります。ところが、図書館というのは、本を買って並べれば明るく日からオープンできるというわけではございません。それなりに検索したり何かできるように、システムの中へ全部購入した図書をインプットしていかなければなりません。ですから、大体数千冊という図書を図書館で自由に閲覧していただいて使えるようにしていくためには、その図書の整理、準備だけで二、三ヵ月にかかるわけでございます。そういうことを考えていきますと、4月1日にこの建物が使えるようになって、それからそういう図書を整理して、皆さんが自由に見ただけのようにするためにはそれぐらいの時間がかかるということから、私どもとしては、この図書館のオープンが夏休み前に、夏休みには子供たちが十分に使えるようにというようなスケジュールに、申しわけございませんけれども変更させていただいたという一つの経緯がございます。その辺、細かいお金の勘定ばかりではいけないのかもしれませんが、その辺の費用をできるだけ節約したいという意味で、3ヵ月ばかり市民の皆さんには利用を御辛抱願うという結果になっておりますけれども、御理解をちょうだいしたいと、このように考えます。

それから公園の敷地の問題でございますけれども、これは端的なことを申し上げまして、もう既に穂積町で前に取得しておりました土地でございます。会計上のベースを切りかえるということで御理解いただければ一番いいかと思っています。要するに、土地取得特別会計で金融機関から借入れを起こしております。この借入れを起債に切りかえたいと。そして安定した形で持っていきたいというのがねらいでございます。そのあたり実質的に新しく土地を

取得するのではなくて、既に持っている土地についての借入金のベースを切りかえていくということがねらいであるということで御理解いただきたいと思います。そして、この土地の利用につきましては、御指摘のとおり、私どもとしては非常に大切な土地でございますから、いかに有効に使うかということは、できるだけ多くの方々の御意見を聞きながら考えていきたいと、このように考えております。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 小寺徹君。

8番（小寺 徹君） ぎふクリーン農業の件で、農業より流通の関係をということをおっしゃっていただきましたけれども、そうすると直売場なんかを考えてみえるのかどうか、どこら辺までイメージされて具体的にあっておられるのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから道路改良なんかの工事箇所については、要するに具体的にできないと、執行部でということでもありますけれども、巢南町の場合は、大体地元から要望が出てきたやつを路線を引いて概算を出して、今年度はここをやるぞというようなことを示しながらやってきたんですね。その方が地元にもよくわかるし、議員にもよくわかるし、非常にいい方法だなあと私は思ったんですね。そういう点でぜひひとつそういう方向に、今後でもこれから具体的にする場合も出てきますので、いつかの議会のときにはそういうことが出せるというようなことをぜひひとつやってほしいということを要望しておきます。

それから図書館の開設については、大体事情がわかりまして了解をしますけれども、旧巢南の方は4月オープンだという認識がありますので、そういう事情を説明して、開館が7月ごろになっておくれるということをお知らせすることもぜひひとつ徹底をしてほしいと思います。

最後に、再質問のときに言いませんでしたけれども、議会事務局の委託ですね。これはいろいろルールがあって、そのルールでやらんといかんもんで職員ではできんというような答弁でしたけれども、そのルールがどういうルールかわかりませんが、努力できれば、予算を組んであるけれども、執行せずにやれる見通しがつけば、ぜひそういうような努力をする方向で検討できたらいいかなあとしますので、それは要望としておきます。以上です。

議長（吉本幸一君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） クリーン農業でございますが、タイプは、今回はぎふクリーン農業推進タイプということで、流通販売促進型と、あと一つはぎふクリーン農業登録タイプですね。これは機械等を買うときに補助金が県から出るということで、これも機械と施設に対して15年度から県単で事業化されたもので、そのメニューの中で該当ができれば補助金がつくという事業であります。

これは、その中へ瑞穂市の農産物の販売所も設けていまして、多分、今後そこら辺の規則、要するに農家さんと今施設とのお話の中でルールを決めながら、どんな形で特産物、あるいは

農産物の販売をするかということも開業の前には集めていかないと思っております。特産物の販売所も兼ねてやられますので、お願いします。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 西岡妙子君。

25番（西岡妙子君） それでは質問をさせていただきたいと思えます。

一つは、市長に考え方をちょっとお聞きしておきたいと思えます。総括質疑ということですので、細かい点も数点お聞きしたいんですが、この前の市長選で投票をされた方の中で、有効投票数の約46.57%ぐらいになりますか、約8,700人ぐらいの方が批判票ということで山田候補の方に投票されたわけでございます。そういうこともありまして、巢南の場合はまた別でしたが、合併についても、穂積の場合は住民意向調査のアンケートすらとられずに合併をされておるわけでございます。ですから、この際、今までも私申してきましたんですが、最低でも市民アンケートをとるなどして、今後、市がどういうふうに進んでいったらいいか、意向調査をすべきではないかと思っております。確かに今回ホームページを立ち上げて、市民との意見交換、一方的なことではなくて、意見交換をしたいというようなシステムを導入されるようでございますけれども、やはりそれは限られた部分になると思えますので、ぜひ先ほど申しましたようなアンケート調査をすることを考えていただきたいと思います。その点について、まずお答えをいただきたいと思います。

それから細かい点で申しわけございません。24ページにあります財産収入の中で、目02の利子及び配当金の中に巢南駅建設基金利子というものがございまして。不勉強で申しわけございませんが、多分巢南の中で今まで基金を積み重ねてやられてきた部分だと思えますけれども、この基金の内容と、それから今金額がどういうふうに残っておるものなのかちょっとわかりませんので、そういった点について詳しく教えていただきたいと思います。

それから、これまでは広報に表紙がちゃんと年度ごとにつけられておりまして、町民の方が便利に利用されておったんですが、そういったものは全く廃止されるものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

とりあえずその3点をお願いいたします。

議長（吉本幸一君） まず市長の方から。

市長（松野幸信君） まちづくりについてのお話だと思いますけど、とにかく市民の皆様方と気持ちを一つにして進めていかない限り、いいまちはできないと思えます。そういう意味で、どんなまちをつくっていくかということについては、できるだけいろんな機会をとらえて、市民の皆様方の御意見を聞いていくというようなことについては努力していかなければならないと、このように考えております。今までも、総合計画なんかを立てる場合には、何がこのま



ちとして課題であるかというようなことについては、絶えずお尋ねをしながら一つの計画を立ち上げてきておるわけでございますけれども、これからもさらにまたそのような機会というものを大きく広げながらまちづくりというものを考えていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉本幸一君） 続きまして関谷総務部長、答弁願います。

総務部長（関谷 巖君） 2点目の質問でございます。

巢南駅の基金の関係でございますけれども、基金の額は2億5,000万円でございます。内容につきましては、旧巢南町にJRの東海道本線の横屋地内に新駅を計画するという内容のものでございます。

そして3点目、広報に表表紙の関係でございますけれども、新市、瑞穂市でも計画をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

25番（西岡妙子君） すみません、自席でお願いいたします。

市長は、市民が気持ちを一つにしてということをおっしゃいまして、そのようにしていかなければならないとは思いますが、先ほど私、市民アンケートぐらいはとられたらどうかということをお願いしたけれども、そのことについては残念ながらお答えがなかったということは、やる必要がないというか、やるお気持ちはないというふうにとらえてよろしいでしょうか。

それから2点目の、今、巢南駅のことをおっしゃいましたけれども、これが基金を残しておられるということですから、新駅を今後も計画をされるような予定があるものなのかどうか、お聞きしておきたいと思えます。

議長（吉本幸一君） 市長。

市長（松野幸信君） アンケートという形でとるかどうかが、これはやり方の問題でありまして、私はとらないとは申し上げておりません。いろんな方々の意見は積極的に聞いていかなければいけないと思っております。だから、物によると思っております。前にもありましたように、例えば合併の問題につきましているいろいろと議論がありましたけれども、これなんかも非常に難しい問題であるということをお願いしたことがあると思えます。これは、私としてはできるだけ意見を伺っていくという基本的な考え方というのは持っておりますので、その点で御理解をいただきたいと思えます。

それから巢南駅をどうするかということにつきましては、旧巢南町で一つの施策としていろいろと御検討になっておられた形が、結局この合併の中で引き継がれてきておるということでございますので、この駅をどうするかという問題につきましては、将来を見据えた形でしっかりと考えていかなければいけないというふうに考えております。ですから、今その方向がはつき

りと決まっていない時点におきまして、この基金を廃止するとか、あるいはほかに振りかえるというようなことも早計かと、このように考えております。要するに、はっきりとした一つの方向を見つけ出すということが先ではないかと、このように思います。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 吉村議員。

4番（吉村武弘君） 1点だけお尋ねいたします。

一般会計の予算書に樽見鉄道の負担金と、それから整備補助金が出ていましたので、現在マスコミでも言われていますし、報道されております樽見鉄道の2002年度の決算が1億2,000万の経常赤字を出されたそうですね。このままの状態で行けば債務超過に陥るかもしれないということで、関係市町村に増資をしていただくとか、お助け願いたいというような話が新聞に出ておりますが、その点について樽見鉄道の方から何かそういうお話は実際に来ているのかどうか、その辺をお尋ねいたしたいと思います。それと、今後、樽見鉄道についてどのようなお考えを持ってみえるのかということも、ひとつよろしく願います。

議長（吉本幸一君） 市長の方から答弁させます。

市長（松野幸信君） 樽見鉄道の置かれております現状につきましては、今、吉村議員のおっしゃるとおりかと思えます。

今後どうしていくのかということ、また瑞穂市としてどう考えるかという御指摘でございますけれども、この地域の一つの交通手段としてはそれなりの大きな役割を果たしておると思えますけれども、ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、費用対効果というドライな物の考え方を見た場合に、今の方法がいいのかどうかということは一つの検討の問題じゃないかと思えますし、また樽見鉄道そのものを継続して経営していくとしました場合にも、将来に向けての一つのビジョンというものが構築されないことには、ただ、今の運営の中で維持が大変だからということだけでは、この問題について対応していくのは漠然と意味のない形のことになるんじゃないかなと、こんなふうに思います。ですから、この機会に、逆に樽見鉄道というもののこの地域での使命、あるいは将来に向けてどうしていくのかというような一つの考え方というものをきちっと整理し、漠然と今までの流れの中で運営していくということではなくて、見直すということが一番大事な課題ではないだろうかと思えます。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 西岡一成君。

23番（西岡一成君） 一般会計予算につきましては、私が所属いたしております総務常任委員会で審査をされますので、詳細はそちらで質問をさせていただくといたしまして、ぜひ本会

議の場で御答弁をいただきたい問題に絞ってお尋ねを申し上げたいと思います。

まず第1点目は、地方交付税と臨時財政対策債との関係についてであります。この問題につきましては、先ほどの小寺議員の質問に対する執行部の答弁に関連をいたしますので、事前に準備しております質問の後にまたお聞きをしたいと思います。

臨時財政対策債は今年度予算では11億 5,000万円、地方交付税は6億 9,400万 1,000円、合計18億 4,400万 1,000円ということでございますけれども、臨時財政対策債の内容もあわせて、今申し上げました地方交付税と臨時財政対策債との関係について御説明をいただきたいと思います。

それから臨時財政対策債は、その元利償還につきまして、全額返済年度に地方交付税として交付をされる仕組みになっているようであります。国の償還条件は、据え置き3年、10年間償還の政府債の利率として、基準財政需要額にその理論計算値を上乗せするという形であるということでありまして、その償還方法についてはどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

次に、地方財政法の第33条の5の2第1項によりますと、この地方債は2001年度から2003年度までの3年間の臨時的措置となっております。しかしながら、その措置が今年度で打ち切られるとなりますと大変大きな影響が及ぶわけであります。そこで先ほどお尋ねをしておきたいと思いますが、来年度以降について政府はどのような方針を検討しているのか、その動向について執行部はどの程度把握しておられるのでしょうか、お伺いをしておきたいと思います。

次に、先ほどの小寺議員の質問に対する執行部の答弁に関連してお聞きをしておきたいと思います。

先ほど総務部長は、臨時財政対策債の11億 5,000万円につきましては、県の指導で対応しておると、このように答弁がなされたというふうに思っております。しかしながら、合併特例法の中ではどのようになっていたのか、その条文について明らかにしていただきたいと思います。それぞれの町が、合併をしなかった場合に交付されるであろう地方交付税の合算額を交付する、こういうことになっておったのではないのかどうか、その事実確認もしておきたいと思います。そうであるとするならば、臨時財政対策債で対応するということは、まさに合併の算定特例を骨抜きするものというふうに言わざるを得ないのでありますが、執行部はどのように認識をされておられるのでしょうか、お聞きをしておきたいと思います。

そして、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、明らかに地方交付税とは何であって、臨時財政対策債とは何であるのか、その違いはどのような点にあるのか、このことを重ねてお聞かせをいただきたいと思います。

2点目は、合併特例債についてでございます。

新聞報道にもございましたが、合併特例債の内容は、教育債の多目的広場整備事業債14億

8,500万円という認識でよろしいのでしょうか、確認をしておきたいと思います。

次に、新市建設計画の中では、向こう10年間で108億4,000万円ということになっておりますが、初年度で14億8,500万円ということは、10年間で108億4,000万円の合併特例債を使うということでもいいのでしょうか、そう理解してよろしいのでしょうか。合併特例債も借金であり、松野市長も必要なもの以外は使わないという趣旨のことをおっしゃっておられたように思うのですけれども、いかがでしょうか、これも再度確認をしておきたいと思います。

3点目は、下水道事業についてお聞きをしておきます。

松野市長は5月29日付の中日新聞のインタビュー記事の中で、「例えば下水道なら地域ごとに経済性を考え、合併浄化槽で済めば何十億と節約できる」と、このように答えておられます。この記事からいたしますと、松野市長はコミ・プラよりも合併処理浄化槽を重視し始めたのではないかというふうに受け取れるのでありますけれども、いかがでしょうか、見解を伺いたいと思います。

そして、今後の下水道事業についての具体案は、今日時点でどの程度煮詰めておられるのか、新市発足後最初の議会でありますので、念のため松野市長の考え方をお聞きしておきたいと思っております。

4点目であります。コミュニティーバスの運行についてお聞きをいたします。

これも6月26日付の岐阜新聞のインタビュー記事によりますと、「コミュニティーバスの旧巣南での運行は、県の補助を受けてバスを購入し、陸運局の審査を受けると早くても来年の秋になりそうだ」と述べておられますが、旧巣南町での具体的な運行計画などはどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思っております。以上であります。

議長（吉本幸一君） 松野市長の方から答弁させます。

市長（松野幸信君） 西岡議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

まず地方交付税と臨時財政対策債との関連でございますけれども、これは具体的な数字とか仕組みの問題については、今ちょっと担当の方が調べておりますので、しばらく時間をいただくという申し立てをして、結局この二つは、総務省の考え方としてはセットという考え方だと私は見ております。ところが現実の問題として、臨時財政対策債で交付税の不足分を補っていくというのも、結局借金がふえていくわけですから、おのずから限界があるというふうに見ております。それで、私は財政的に見たときには、あまりこれは当てにしないで予算を組んでいかないといけないなというのが基本的な考え方でございます。端的なことを申し上げまして、交付税をあまり当てにしないでやっつけていける運営というものをねらっているというふうに御理解いただければと、このように思っております。

それから合併特例債につきましての今の御指摘でございますけれども、基本的に合併特例債というものも、西岡議員がおっしゃるように借金でございますし、そのうちの3割は自分のと

ころの財源で返済しなければならないものであります。そういう意味で、枠があるからといって、いたずらに使うべきものでもありませんし、またこれを当てにするべきじゃないというふうを考えております。そしてまた現実の問題としまして、合併特例債の枠は合併で認められますけれども、実はこの起債につきましたの認可につきましたは、各事業ごとに審査がありまして、案外厳しいのでございます。ですから、実際に使う意思があっても、使えるかどうかということになりますと、なかなか難しい問題があるということも最近になってわかってきております。それと同時に、さき方申し上げましたように、私自身としては基本的にあまり使うべきじゃない。事業的に必要であれば、これだけの枠があるという感覚で見たいと、このように考えております。

それから先ほどの14億の件についての御指摘でございますけれども、これは私どもとしては、今は縁故債での起債で運営しておりますけれども、合併特例債に財源転換をかけることの方がいいという一つの判断でやっておるのでございまして、新規の事業的に見て、どうということではないというふうに御理解いただけたらと思います。

それから下水道事業についてどう考えているかという御指摘でございますが、ずばり申し上げますと、私は市民のある方から一つの提言をいただきました。要するに1戸当たりの下水についての処理費というのはどれくらい違うのかと。いろいろ下水道計画というものがありますけれども、大体1戸当たりの下水道処理費としてかかっております金額、約700万かかっていると思います。それを戸別でやったときに幾らになるか、どれくらいならできるかということは、逆に御推測いただければいいかと思っております。ただ、単純に効率だけを考えれば、確かに戸別合併浄化槽の方が安く上がります。しかし、こういう環境問題に関連する施設というものは、単純に経済性だけで答えられるものではございませんので、やはりそれぞれの地域の事情と実態を踏まえながら、いろいろとある手法をそれぞれの事情に合わせた形で使い分けていくということが大切かと、このように思います。

それじゃあ次の区域の下水事業についてどう考えておるのかという御指摘でございますが、端的なことを申し上げまして、現在、旧穂積町地域では別府処理区としてコミュニティ・プラントが4月から供用開始になりました。それから来年の4月1日からは旧巢南町地区で特環が供用開始になります。私はこの二つの施設の稼働状況を見て次の工程を考えるべきだと、このように思います。ずばり申し上げまして、これらの施設が稼働に入りましても、利用率が10%だ、20%だというような低利用率の段階におきまして、次の工区に入っていくということは非常に私は問題があると思っております。なぜ利用されないのか、どうしたらいいのかということ、やはりしっかりとそこをつかんで、そして次の工区というものについて考えていくというステップが必要ではないかと思っております。

それからコミュニティバスの件でございますが、これは巢南町の運行につきまして、私が

岐阜新聞で申し上げたことは、私としては、遅くなるとうそをついたとよく言われますので、最大遅く時間がかかった場合のケースとして来年の秋ということを上げたわけございまして、現実の問題として、私どもとしては決してのんびり考えているんじゃないで、1ヵ月でも早く動かされるようにしたいと考えております。ただ、巢南地区のコミュニティーバスにつきましては一つのハードルがあります。それは何かといいますと、巢南地区には3本の路線バスが走っております。コミュニティーバスは、路線バスがない地域について走らせるのがコミュニティーバスのねらいでございますので、路線バスとの競合関係というものがあるところにつきましては、それをどういふふう調整していくかという課題が一つ残るわけございまして、そのあたりを踏まえながら、早急に旧巢南町地区の路線の考え方、コミュニティーバスの運行のあり方というものの考え方を整理し、まとめ上げたいと、このように考えております。私としましては、基本的に瑞穂市内はどこでもコミュニティーバスが走るといふまちを夢見ておるといふことは御理解いただきたいと思ひます。

議長（吉本幸一君） では、議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時48分

再開 午後4時16分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は29名でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

関谷総務部長の方から答弁をさせます。

総務部長（関谷 巖君） それでは、先ほどの西岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず地方交付税、そして臨時財政対策債の制度について簡単に説明申し上げます。

地方交付税と申しますのは、御承知のとおり、地方公共団体が財源の均衡化を図るといふことと、地方行政の計画的な運営を図るといふ目的でございます。そして臨時財政対策債と申しますのは、地方公共団体の財源不足に対処するための国の制度でございます。今年度計画をさせていただきますにありますが、地方交付税については6億9,400万1,000円でございます。そして臨時財政対策債につきましては11億5,000万円といふことで、お願いしたいと思ひます。

そして2点目の臨時財政対策債の償還方法でございますけれども、御指摘がございましたように、3年据え置き20年間といふことでございます。

そして3点目の、平成13年度から平成15年度まで、2001年度から2003年度までの時限立法の御指摘でございますけれども、新年度以降につきましては状況をつかんでおりません。現段階においては、来年以降のことについて状況をつかんでいないといふことで、よろしくお願ひをしたいと思います。申し上げたいのは、こういった厳しい財政状況の中において、今以上の状況は望めないといふふう考えております。

そして4点目の、臨時財政対策債で私が県の指導という発言をいたしました件でありますけれども、今年度算定に当たって、県に相談を申し上げながら進めてきたという内容で御理解をお願いしたいと思います。

そして交付税の額の算定に当たっては、今年度、平成15年度につきましては、その計算方法、旧穂積町、そして旧巢南町の算定基準に基づいて計算したものをプラスして、合わせて今回の数字にさせていただいたということでございます。ただし、国の方針に基づきまして、交付税の算定の中からこの臨時財政対策債の方へ振り分けられたということをお願いをしたいと思います。

以上でお答えとさせていただきたいと思います。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 自席でお願いをいたします。

今御答弁をいただきましたけれども、合併特例法の第11条の2項を見てみますと、合併市町村に交付をすべき地方交付税の額は、主語ですね。その後、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度については、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項で定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の4月1日において、なお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額と、こういうふうに明確に規定をしておりますね。ですから、先ほど申し上げましたとおり、合併特例法の中のどこに、地方交付税の中に臨時財政対策債が含まれており、なおかつ臨時財政対策債でもって対応せよという規定があるのかということをお聞きをしたわけですね。そして、地方交付税と臨時財政対策債との違いはどこにあるんですか、一緒なんですか、どこがどう違うんですかということをお聞きしたわけでありまして。それに対する答弁ということにはなっていないですね。先ほど市長は、地方交付税を当てにしないというふうに御答弁をされたわけですが、それはそれとして一般論として承るとしても、そのことと合併特例法に違反をしておるといふこととは別の問題なんですね。県は何を根拠にしてそういう指導をしたのか、そして国がまた県に対してどういう法的根拠をもって指導したのか、それが問題でありますけれども、最終的には瑞穂市の執行部としてそれを受け入れたわけですから、受け入れたということは納得をしたわけでありまして、その根拠について明確にさせていただかなければならぬわけでありまして。再度答弁を求めたいと思います。

議長（吉本幸一君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） しばらくお時間をいただきたいと思います。

議長（吉本幸一君） では、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時47分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員は29名でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで西岡議員に申し上げます。残り時間はあと6分でございます。

関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先ほど合併特例法の第11条の関係で再度御質問をいただいたわけがありますけれども、この中の合算額を下らない額ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、今年度は旧穂積町・旧巢南町の基準で算定をさせていただいた額をプラスして計上させていただいております。したがって、今年度は4月1日が基準日ですので、旧の2町の数値ということになります。

この合併の合算額を下らない額という意味についてでございますけれども、この額を下らない額、この数値ということでございますけれども、合併特例法の中に書いてございますように、当該年度ごとに算定をさせていただくということを述べておりますように、額を保証するというじゃなくて、その当該年度ごとに算定した額を保証すると。算定をして、どちらか高い方が低い方かということで、高い方を取り上げるということをおっしゃるのであります。ちょっと舌足らずで申しわけございませんけれども、要するに当該年度ごとに算定した額で、旧の2町で計算したものと、合併後の市になってからの算定した額の高い方を取り上げるという意味でございます。

そして、県とか国が何を根拠にという指導でございますけれども、私の方は国・県の政策に基づいて、その内容で指導を受けて算定しておりますので、県のそういった内容はわかりかねますので、よろしくお願いをしたいと思っております。根拠を明確にという御指摘でございますけれども、その点についてもわかりかねるということで、よろしくお願いをいたします。

以上でお答えとさせていただきます。

23番（西岡一成君） 今答弁をいただきましたけれども、最終的な国と県の根拠についてはわかりかねるとおっしゃられたわけですね。わかりかねるような指導を受け入れること自体が、私に言わせれば問題なんです。先ほどから結論的に言うなれば、臨時財政対策債と地方交付税とは違うという前提で物をしゃべっておるんですよ、私はね。地方財政法の第33条の5の2の第1項は次のように規定をしております。「地方公共団体は、平成13年度から平成15年度までの間に限り、第5条ただし書きの規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法第11条に定める方法に準ずるものとして、総務省令で定める方法により算出した額の範囲内で地方債を起こすことができる」、こういふことで規定しておるんですね。確かに実体的には、臨時財政対策債というのは地方交付税の振りかえであります。しかしながら、今申し上げましたとおり、原則的に言えば、地方財政法第



33条の5の2の第1項を根拠とする地方債なんです。地方交付税というのは地方交付税法に基づくものなんです。明確に法的根拠が違います。それを、合併する前は、合併特例法の中で、合併しない場合のそれぞれの町村の合算額を交付すると。そして臨時財政対策債はそれとは別なんだと、先ほど条文を読んだように、そういうような構成になっておるわけですよ。にもかかわらず、地方交付税をカットして臨時財政対策債で対応するというようなことは、まさに国のペテンなんです。合併特例法の算定特例を骨抜きにするもの、こういうふうには先ほど申し上げたとおりなんです。こんなことで、今合併してしまったんですけども、全国の自治体でこんなことが起こったら大変なことなんです。21世紀は地方自治の時代であるというのであれば、地方自治を担う我々自身がきちんと下から国あるいは県のチェックをしていかない限り、国の言いなりですよ。国の言いなり行政で、どうして地方分権、地方自治が確立できるか、こういうことを私は申し上げたかったわけなんです。明確に合併特例法違反であります。あとは総務常任委員会の中でまた具体的にお話をさせていただきたい。以上で終わります。

議長（吉本幸一君） 西岡議員に申し上げます。残り時間がなくなりました。ここで西岡君の質疑は終了いたします。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめまして、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会をいたします。なお、30日午前9時から会議を開きます。

延会 午後4時55分

